

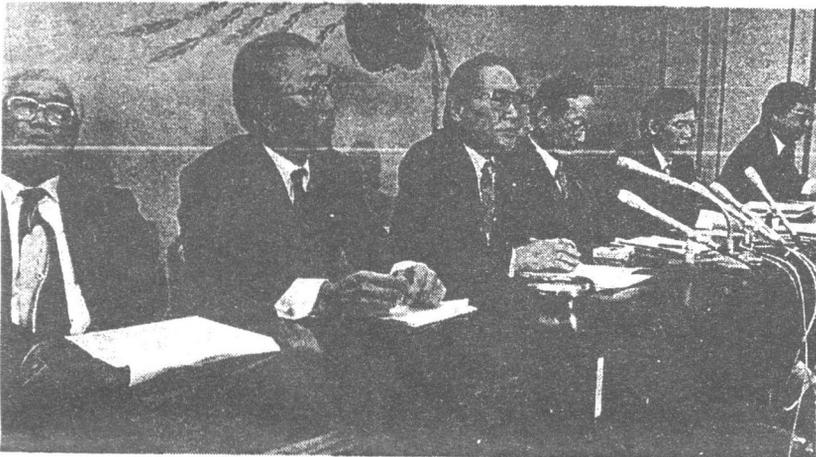
2/16

定住外国人地方参政権訴訟

金沢高裁・審理始まる!

福井新聞

世論の広がりや支援を訴える原告団＝16日午後2時半ごろ、  
金沢市内会見場



県内外国人参政権訴訟

原判決の法解釈批判

控訴審口頭弁論で原告

名古屋高裁金沢支部

永住資格のある県内在日韓国人が地方参政権を  
与えられていないことで「地方自治法と公職選挙  
法にある国籍条項は住民の選挙権を保障した憲法  
に違反する」として、国と福井市など四選挙管理  
委員会を相手に選挙人名簿未登録の違法確認と損  
害賠償を求め、福井地裁で請求を退けられた訴訟  
の控訴審第一回口頭弁論は十六日、名古屋高裁金  
沢支部（笹本淳子裁判長）で開かれた。

5/15 (月)

午後1時半～

口頭弁論

傍聴に来てください!!

(連絡は16Pに)

今号の内容	
1～3頁	2/16 金沢高裁控訴審報告
4～7頁	1/15 敦賀市議会差別発言抗議集会
8～9頁	3/15 敦賀市議会への抗議申入れ
10頁	小浜・福井市議会陳情採択について
11頁	自治体決議状況(95.3末現在)
12～13頁	2/28 最高裁判決について
14頁	3/7 大阪集団提訴について
15頁	福井新聞・外国人参政権について
16頁	こだま欄投書(1/24)・編集後記



## 陳 述 書

この度、私たちの地方参政権訴訟が一番で棄却となり、この高裁において審理されることになりましたが、先ず以て私達の考えと思いの一端を申し述べたいと思います。

一審判決は国民主権原理をその立脚点とするものでありますが、原告らの疑義とし、又主要争点とする“なぜ国籍を持つもののみが国民なのか”には一切触れておらず、既成概念のみを絶対不動の前提としています。そこからは何も新しいものは生まれ得ません。又、私達旧植民地出身者と日本との関連における特殊な歴史性からの地方参政権付与の妥当性についても何等答えていません。深い洞察に基づく勇氣ある判決を期待していましたが、誠に残念でありました。

一般にこの訴訟は、定住外国人をどう処遇するかという視点からのみ捉えられがちですが、むしろ日本にとってこの訴訟の持つ意味が何であるかが問われなければなりません。私達の地方参政権を求める主張に同時的に存在するのは、日本の民主主義の正当性であり、戦後処理としての旧植民地出身者処遇の内実が日本にとって如何なる意味を持つものなのか、ということであります。

訴訟を通じて、いたずらに過去の日本の過誤を非難、追求しようとするものではありません。私達は永住権を有しております。永住し、墳墓の土地となり、後孫たちが永劫に生きて行くであろうこの社会がより良かれと願うことは日本人同様であり、その反対はあり得ません。このことは一審における私の最終陳述書（甲五号証）にも詳しく述べております。不幸な災害であります。最近の阪神大震災においての日本人と在日韓国・朝鮮人の協調的な災害に対する対応を見ると、未来の姿を肯定的に暗示するものがあります。

未来において両者がどう関わり合い、どうより良い社会を創造していくかは立法や行政だけの課題ではありません。素人考えと言われるかも知れませんが、法律を字句どおり単純に解釈運用するならば硬直した結論になりがちであり、法の基本精神を見失う虞れが多分にあると思います。日本の憲法もその基本精神において、真の意味の普遍的民主主義の完成と人権の確立を目指していることは、何人も否定できないはずであります。その意味で、司法も又より良い未来社会の創造に対する責任から逃れ得るものではありません。

よく指導的立場にある人々から国際化・共生という言葉を目にしますが、最近はその言葉を耳にする度に嫌悪感さえ感じます。何故ならば、その多くは単なるパフォーマンスであったり、何かのためにする言葉であって、そこに内実が伴っていないが故であります。私達が求めているのは虚しい言葉ではなく、憲法の基本精神を実現し、時代的要求にも沿った実践的行為であります。それが叶ったときにこそ前出の言葉も生きた言葉になるでしょう。

そのためにも、せめて私達に地方自治体を構成する一員としての地方参政権が保障されるべきであり、この法廷において、私達の考えを正確に把握された上での賢明な判断がなされることを切望して止みません。それは又、日本の司法の歴史に、輝かしい一頁を残すことでもあると確信するものであります。

一九九五年二月一六日

# 1/15 『敦賀市議会総務委員会 会差別発言』抗議集会開催

『考える会』は昨年12月27日、敦賀市議会に総務委員会の『定住外国人に地方参政権を求める陳情』審議過程で、中瀬委員が行なった定住外国人への差別発言と発言を黙認した委員会、更に委員会不採択及び本会議における廃案という結果に対して、公開質問状を送付。また1月15日に「緊急抗議集会・定住外国人の参政権を阻むもの」を開催した。敦賀市議会は集会前日の14日わずか5行の回答書を送ってきた。内容は「発言を非常に遺憾と存じている」としながらも、なんら質問に答えられない不誠実なもので、むしろ、発言者の「言い訳」を添付することによって、責任は発言者個人にあり議会としての責任はないとの態度を明らかにした。また、発言者の中瀬委員も形式的には「謝罪している」ものの「日本は法治国家であり、法改正には一地方議会は関与できない」と居直り、暗に「陳情は無理なことを要求している。“やんちゃもん”発言は正しい」と考えていることを示した。陳情の趣旨を理解しない誠にお粗末な感覚に驚き呆れる。集会ではこの無責任極まりない回答書に対して、さらに追及していくことを確認した。

平成7年1月14日

敦賀市議会議員 岸本 寛  
敦賀市議会総務常任委員長 橋本 昭三

## 質問状に対する回答について

平成6年12月27日付で貴殿から送付のありました質問状について、下記のとおり御回答申し上げます。

記

御質問の件、その趣旨については、平成6年12月22日総務常任委員長が本会議で委員会審査における不適切発言の取り消しも含め報告した通りであります。このような経緯については非常に遺憾に存じております。この回答をもって御了承願います。

## ■公開質問状に対する補足回答■

敦賀市議会総務常任委員会委員 中瀬 実

平成6年12月27日付で送付のありました公開質問状（抗議、質問状も併せて）については、当該委員の一人として、次の通りの真意での発言でありますので、ここにご回答申し上げます共にご理解を賜りますようお願い致します。

記

戦後50年、我が国が世界に冠たる大国として発展し続けていることは、国民の努力もさることながら、法治国家と云われる所以であることはご高承の通りであります。法改正は国権の最高機関の国会の権能であり、一地方議会の関与出来るものではありません。

委員会は議会の内部機関であり、本会議の予備的下審査機関として、委員会審査独立の原則にもとづいて運営されていることはご承知の事と存じますが、その委員会での発言とは云え、誠に不適切な発言を致しましたので、12月21日再度委員会の開催を願い、取消し、陳謝を致し、各員のご了承を得ました。更に、12月22日本会議終了後の記者会見でも同様のことをお伝えしました。これは、12月23日朝刊に掲載してある通りです。

ご寛容を賜りたいと存じます。尚、今回の件については、陳情者 許 晩秀氏を初め、広く定住外国人参政権問題にご苦勞されている方々に対し、大変なご心痛をおかけしましたことを誠に遺憾に存じ回答をいたします。

# 敦賀市議会「遺憾だ」と回答

## 外国人参政権陳情審査の差別発言

### 「具体的説明がない」

### 訴訟原告団「対応策考える」と反発

定住外国人の地方参政権を求める陳情を審査する総務委員会で問題発言があったことから、福井参政権訴訟の原告団などから公開質問状を出されていた敦賀市議会は十四日、「非常に遺憾に存している」とする回答書を送した。問題発言をした中瀬実委員の補足回答も付け加えたが、原告団などは「具体的な説明がなく、木で鼻をくくったような内容だ。対応策を考えたい」と反発している。

公開質問状は昨年十二月二十七日、原告団と、訴訟を支援した「在日外国人の参政権を考える会・福井」（嶋田千恵子代表）の二団体が出した。発言の内容や審査経過などについて個別・具体的に回答を求めた。

市議会の回答は、岸本寛議長と橋本昭三総務委員長の連名。内容はB5判の紙に五行だけで、「ご質問の件、その趣旨については、十二月二十二日の本会議で総務委員長が委員会審査における不適切発言の取り消しも含め報告したとおりであります。このような経緯については非常に遺憾に存じております。この回答をもってご了承願います」とのこと。

中瀬委員の補足回答は、「法改正は、国会の権能であり、一地方議会の関与できるものではありません」としただけで、「委員会での発言とはいえ、誠に不誠実な発言を致しましたので、取り消し、陳謝をし、各員のご了承を得た」と、今回の件については、陳情者

を始め広く定住外国人参政権問題にご苦労されている方々に対し、大変なご心痛をおかけしたことを誠に遺憾に存じます」としている。市議会では総務委員会メンバーの勉強会や各派代表者会議、全員協議会などを開いて対応を検討。「回答するが、委員会の発言内容は慣例で公開できない。個別の発言は中瀬委員が回答する」との結論になった。

また、原告団の一人、李鎮哲さんは「木で鼻をくくった回答だ。質問に対する具体的な説明がない。市議会に権能がないというのは十分に承知した上で、地方参政権運動を繰り返してやらねばいか、と思った。原告団で今後の対応を考えたい」としている。

## 福井で抗議の集会

### 「きょう」考える会・福井

定住外国人の地方参政権を求める陳情を敦賀市議会が廃案とした問題で、「在日外国人の参政権を考える会・福井」（嶋田千恵子代表）は十五日午後一時半から、同議会に対する抗議集

会「定住外国人の参政権を阻むもの」を福井市宝永二丁目の県労働福祉会館で開く。

同議会の総務委員会は先月、陳情を全国で初めて不採択としたが、この審議の中で「納税しているから参

政権を、というのは「やんちゃもん」の言うこと」などの発言が出て問題となった。これらの発言は後に取り消された。同市議会は、陳情を不採択とした委員会の結論を否決したうえ、審議未了で廃案とした。

集会では、在日朝鮮人二世で神奈川大学教授の尹健次（ユン・ジョンチャ）さんが「在日朝鮮人と日本人」と題して講演するほか、「在日」をはじめ女性や障害者など、社会的差別を受ける人の立場から参政権問題を取り上げたビデオ「日本版アパルトヘイトの撤廃を求めて」を上映、製作したパク・ミサコさんも来福し、「日本社会にとっの外国人参政権とは」などについて話し合う。会費三百円。

95 1/5 朝日

書情陳情書  
集會抗議案  
廢案

# 「差別発言に大國意識」

## 敦賀市会に厳しい批判

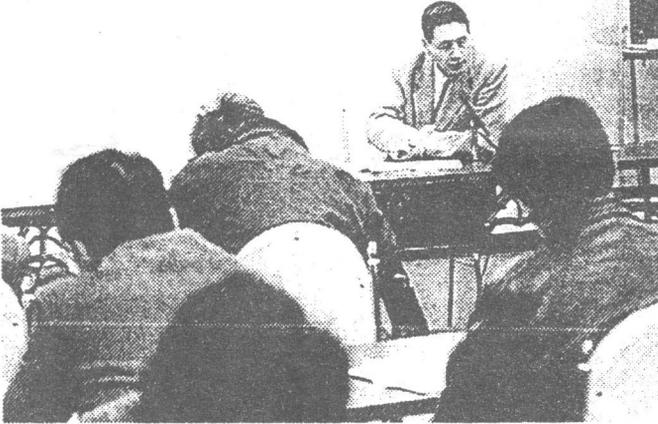
「在日外国人の参政権を考える会・福井」(嶋田千恵子代表)は十五日、定住外国人の地方参政権を求める陳情書を廃案にした敦賀市議会に対する緊急抗議集會「定住外国人の参政権を阻むもの」を、福井市宝永二丁目の県労働福祉会館で開いた。

敦賀市議会の総務委員会は先月、陳情を全国で初めて不採決。審議中に「納税しているから参政権をというは「やんちゃもん」の言うこと」などの発言が出て問題となった。市議会は委員会の結論を否決したが、陳情は審議未了で廃案となった。

この日の会場などが市議会に對し、審議経過など具体的説明を求める公開質問状を送り、十四日に「非常に遺憾に存している」とする回答書が返送された。

今後の対応について、「問題発言した議員に辞任を求めよう」などの意見が出され、「見識のない人たちに何度言ってもむだ」と冷やかな声もあったが、同会の結論としては、「三月議会の前に大規模な集會を開いて、今回の問題を敦賀だけでなく全国に発信したい」とした。また議員提案として再度、審議・採択するようはたらきかける方針。

# 敦賀市議会に對する緊急抗議集會 「定住外国人の参政権を阻むもの」



敦賀市議会に抗議して開かれた緊急集會  
＝福井市宝永二丁目の県労働福祉会館で

抗議集會に先立ち、在日朝鮮人二世で神奈川大教授の尹健次(ユン・コオンチャ)さんが「在日朝鮮人と日本国家」と題して講演。参政権の国籍条項について「国民であるというアイデンティティーは国家によって持たされるものに過ぎない」と述べた。

市会  
市発  
問題  
敦賀

# 国民概念の再構築を

参政権考える会  
緊急集會で訴え

敦賀市会が「定住外国人の地方参政権を求める陳情」を廃案とし、審議過程の議員発言が批判を呼んでいる問題で「在日外国人の参政権を考える会」(嶋田千恵子代表)は十五日、県労働福祉会館で緊急抗議集會を開いた。

集會には約二十人が参加した。嶋田代表は、議員発言の真意をただすため先に同市会に郵送した公開質問状に對し、回答書が来たことを明らかにした。尹教授は「日本国民と日本人の概念があいまい。条理と慣習にずれがあるからで、定住外国人の参政権問題の本質」などと主張。「日本近代史におけるアジア、朝鮮人軽視の思想は資本主義を進める上で支配層が植え付けたもの」と指摘し▽国民概念の再構築▽日本人の過去の清算などを訴えた。

考えている会では、敦賀市会から届いた回答書について内容を検討し、今後の対応を決めていくという。



外国人参政権問題で、国民概念の再構築などを訴える尹教授

敦賀市会総務常任委員は昨年十二月、在日大韓民国居留民団県敦賀支部から出された陳情をいったん不採択とした。その後の本会議では委員会の判断を否決、廃案とした。

この間の議員発言に「定住外国人を侮辱する内容があった」とし、考える会では同市会に公開質問状と抗議書を郵送している。

95/16 福井

敦賀市議会議長

岸本 寛 殿

同総務常任委員会委員長

橋本昭三 殿

1994年12月27日  
在日外国人の参政権を考える会

『定住外国人の地方参政権陳情』審議に関する抗議及び質問状

私達は1991年の五月に県内在住の在日韓国人が福井地裁に提訴した、いわゆる『定住外国人地方参政権訴訟』を支援し、これを契機に在日韓国・朝鮮人に対する民族差別の実態を直視し、それらの解消にむけて活動を続けている市民グループです。

私達は国際化社会において、開かれた地方自治体の実現の為には「地域問題は定住外国人を含めた全ての住民の手で」という理念のもとに、それを保障する定住外国人の自治体参政権の制度化が必須の条件であり、さらに定住外国人の約50%(約60万人)が在日韓国・朝鮮人であることの歴史的背景や民族差別の現状を克服する上からも、これらの人々を中心とする定住外国人に〔地方参政権〕を保障することは当然かつ急務なことと考えています。

そして、そのことはまた、日本社会の民主主義や基本的人権の確立を意味し、日本国憲法の趣旨にも添うものであり、こうした考えが原告団や私達のみ「突出した異常なもの」ではないことは、すでに京都・奈良・神奈川・福岡などの府県議会をはじめ全国150以上の市町村議会で「定住外国人に地方参政権を求める陳情」が採択され、その動きはさらに拡がっていることから明らかです。以上の観点にたつて、私達はさる6月貴議会で敦賀市内の在日韓国人から出された『定住外国人に地方参政権を求める陳情』に対する審議に注目してきましたが、12月16日の総務委員会における審議過程において、中瀬実委員からなされた定住外国人に対する偏見にもとづく差別的発言、そして、そうした発言を黙認した委員会の姿勢とそれらを前提にして出された「不採択」という結果に対して、厳重に抗議します。

なお、発言は内外の批判にあつて、21日に急遽招集された総務委員会で、同委員からの「不適切な発言を取り消したい」との申し出を受ける形で、「その部分」を取り消し、陳謝したということですが、「どの部分」が「どうして」取り消されたのかが全く明らかになっていません。これは「定住外国人に対する偏見にもとづく差別的発言」として認識し、真摯に反省して「取り消した」というより、「世間が騒ぐから、とりあえず、なかつたことにしておこう」というレベルでの対応でしかなく、なんら問題解決になっていません。また、委員会として、こうした発言が問題にならなかつたのは多くの委員が同様な考えであつたからであり、ことは中瀬委員の発言撤回だけですむことではなく、委員会としての責任をも明らかにすべきです。

さらに、こうした不当・不合理な審議・結果を問題にすることなく、「全国初の不採択」という不名誉を避けることだけに汲々とし、議会としての見識を示すこともなく「審議未了・廃案」という形で、事実上『陳情』を葬った貴議会に対しても、重ねて抗議します。私たちはこの一連の出来事は、在日韓国・朝鮮人に対する差別と偏見であり、定住外国人に地方参政権を保障することを求めて活動に取り組んでいる人々や団体に対する侮蔑であり、あからさまな挑戦であると思います。また「国際都市」を掲げ、韓国・東海市とも姉妹都市であるにもかかわらず、それにふさわしい見識を持たない貴議会に憤りとともに深い失望を感じています。二度とこうした事が起こらないようにするためにも、総務委員会はもちろん貴議会全体として、今回のことに対する点検と反省をお願いするとともに次回議会で真摯な討論を踏まえた上で、全会一致で「『定住外国人の地方参政権を保障するよう国会への意見書』を採択していただくことを強く要請します。また以下について文書で95年1月末迄にご回答をお願いします。

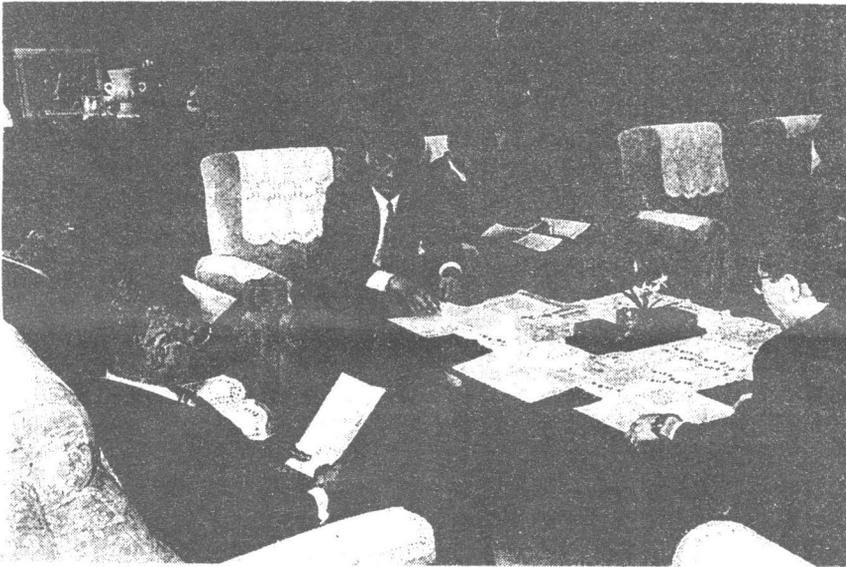
記

1. 12月16日の総務委員会における中瀬実議員の発言全体及びその発言のどの部分をどのような理由で取り消したのかを明らかにして下さい。
2. 総務委員会で不採択となった理由を明らかにして下さい。
3. 中瀬実議員の発言を黙認した委員会の責任を明らかにして下さい。
4. 6月に陳情が出されて以来の、審議経過を明らかにして下さい。

3 敦賀市議会に回答に対する抗議  
1.5 及び 議員提案による採決求める!

## 外国人参政権意見書

# 議員提案で採択を



岸本議長ら（写真手前）に陳情書の趣旨を説明する「考える会」メンバー

## 考える会 敦賀市会に陳情

県内外の有志でつくる「在日外国人の参政権を考える会」（嶋田千恵子代表）のメンバーが十五日、敦賀市会議長に「定住外国人の地方参政権を求める意見書」を、議員提案の形で採択すべき」とする陳情書を提出した。「敦賀市会は差別発言をした末に、参政権陳情を審議未了・廃案とした。議会の責任で自主的に参政権を認めるべきだ」と訴えている。

同会は県内外の日本人、外国人ら約百人で組織。この日午前、事務局の高原一郎さんら四人が市役所を訪れ、岸本寛議長に「定住外国人の地方参政権を求める意見書」の議員提案による採択を求める陳情書」を渡した。

同意見書の陳情は昨年六月の定例会に市内の在日韓国人から提出されたが、同年十二月の市会総務常任委員会で一部議員から「やんちゃものいうことや」などと差別的な発言があったうえ採択の方針を決めたことで社会的批判が高まった。市会では、問題発言を議事録から削除、「不採択」の委員会報告を本会議で否決し「審議未了・廃案」とする形で修正を図った経過がある。

この日、考える会の代表らは「どの部分をどうして削除したのか、なぜ不採択としたのかなど質問状を出したが、十分な回答はない。発言取り消しで済んだ、というその場しのぎの対応では、定住外国人問題をめぐる事実誤認や差別は解決されない。廃案という変則的な処理をした以上、三月議会で具体的な対応をとると見ていたが、何もしないようなので、あえて陳情を出させてもらう」と説明。

市議会は四月改選となり、陳情の再提出は可能になるが「議会が廃案にしたものを、頭を下げてもう一度陳情せよ」というのは筋が通らない。在日に言われたからやる、のではなく、日本人が自主的に認識を改める意味でも議会提案の形で審議してもらいたい」と付け加えた。

陳情では三月議会でこの提案、採択を要求。議長は受理したものの、今議会の陳情書提出期限は過ぎており、陳情としての審議は事実上不可能になっている。

1995年3月15日  
在日外国人の参政権を考える会  
代 表 嶋 田 千 恵 子

『定住外国人の地方参政権を求める意見書』の  
議員提案による採択を求める陳情書

さる1月14日、貴殿及び総務常任委員長名で私達『在日外国人の参政権を考える会』が昨年12月22日付で貴議会及び総務常任委員会宛に送付した【『定住外国人の地方参政権陳情』審議に関する抗議及び質問状】に対する「回答」をいただきましたが、なんら質問に応えないわずか5行の「回答」に呆れるとともにその誠意のなさに憤りを感じています。差別発言者及びそれを容認した委員会の責任を問わず、また差別発言を根拠になされた「委員会不採択」という結果に対して、それを差別の克服という観点から問題にするのではなく、意見書採択が全国的に拡がってきているなかで、全国初の不採択は「議会の不名誉になる」というだけの理由で委員会不採択を否決し、意見書そのものは審議未了・廃案としたことは県内外の定住外国人を含む多くの人々に、敦賀市議会の無責任さ、見識のなさを知らしめました。

差別発言は陳情者の在日韓国人をはじめ、この国で生きている全ての定住外国人が主体的に生きることを拒否し、それらの人々の生殺与奪は日本人が握っているという傲慢極まりない極めて悪質なものです。貴議会がこのような認識のもと真摯に対応されることを求めます。また、回答中「不適切発言の取り消し」を行ない、それで済んだと読める文言がありますが、なぜ取り消されたのかをあいまいにしてのその場しのぎの対応は、1月24日付・福井新聞こだま欄掲載の投書に見られるように事実誤認に基づいたさらなる差別を招いていることを直視すべきであり、その責任を感じるべきです。

私達はなんら誠意のない「回答」を受け取って以降も、3月議会の中で差別発言への対応を反省し、これへの克服へ向けての具体的対応策がとられるかとわずかに期待していましたが現在に至るまで、そうした動きは伝わらず、あらためて貴議会に対して失望しているところです。

そうした状況を踏まえ、私達は再度、貴議会に対して事実経過及び問題の認識、それらに対する反省及び克服の方法について明らかにするよう要求すると共に、別紙『定住外国人に地方参政権を求める意見書』を議会の責任において今3月議会に提案し、採択されますよう要請します。

くれぐれも貴議会が4月選挙を迎えることを理由にこの問題を先送りすることは避けていただくよう、この点、強く申入れます。

→ 結局、敦賀市議会審議行なわず、  
4月改選後の議会に先送り

# 福井市・小浜市議会 『定住外国人地方参政権』 陳情採択

敦賀市議会が陳情を「廃案」にした一方、昨年6月議会に同じように陳情されていた福井・小浜市議会は3月議会(95年)で、採択した。

いずれも、2月28日の最高裁が「憲法は定住外国人に地方選挙権を拒否していない」としたことを受けての採択だった。

採択されたこと自体は喜ばしいが、陳情があつてから8カ月ほども放つておいて、司法の「お墨付き」がないと判断できないとは何のための三権分立だろう。福井の議会人に先を見る眼を期待するのはヤボなのだろうか。

95  
3/23  
朝A

福井市議会の議会運営委員会は二十二日、在日本大韓国民団県地方本部から

定住外国人  
地方参政権

## 政府へ意見書提出へ

### 福井市議会委員会が採択

出されていた定住外国人に地方参政権を保障することを目指す陳情を全会一致で採択した。委員会での地方参政権の陳情採択は、県内では小浜市に次いで二番目。二十四日の市議会最終日の本会議でも採択される見通しだ。

参政権の陳情は昨年の六月市議会の同委員会が継続審査になっていた。陳情は「納税などの義務を果たしながらも、定住外国人の待遇は、地方公務員採用の国籍条項も選挙権など、日本国民と同等になっていない」と現状を説明し、「全

参政権の陳情は昨年の六月市議会の同委員会が継続審査になっていた。陳情は「納税などの義務を果たしながらも、定住外国人の待遇は、地方公務員採用の国籍条項も選挙権など、日本国民と同等になっていない」と現状を説明し、「全

二月二十八日に「憲法は定住外国人に地方参政権を与えることを禁じているとはいえない」という初めての憲法判断を示した▽小浜市議会の総務委員会が十七日に地方参政権の陳情を採択している—などの意見を重視して採択した。

運営委員会の山崎謙二市長は「県都である福井市が採択すれば、県内ほかの自治体に与える影響も大きいのでは」とみている。本会議で採択されれば、すぐにも定住外国人に地方参

5年(平成7年)3月23日(木曜日) 県内総合 (24)

人権 国政 外参

# 小浜市議会が陳情採択

## 県内初、早期実現求める

小浜市議会は二十二日、本会議を開き、在日本大韓国民団県地方本部(金鎮熙団長)などから提出された「定住外国人の地方選挙への参政権に関する決議」についての陳情を採択し、参政権付与の早期実現を決議した。議会採択は県内では初めて。

同陳情は十七日の総務常任委員会で採択の方針を決めていた。本会議では全会一致で採択し、その後、新

され、六月、九月、十二月で継続審議としていた。昨年十二月の段階で、全国二百以上の地方議会が同様の陳情を採択している。

の地方自治体で、定住外国人の地方参政権を認めるよう国に求める決議が相次いでいる。福井市議会でも早急に決議され、人権保障の確立がなされるよう要望します」としている。

同委員会では、最高裁が二月二十八日に「憲法は定住外国人に地方参政権を与えることを禁じているとはいえない」という初めての憲法判断を示した▽小浜市議会の総務委員会が十七日に地方参政権の陳情を採択している—などの意見を重視して採択した。

運営委員会の山崎謙二市長は「県都である福井市が採択すれば、県内ほかの自治体に与える影響も大きいのでは」とみている。本会議で採択されれば、すぐにも定住外国人に地方参

谷高司・総務常任委員長が提出者となった決議案を全会一致で可決した。

決議は「定住外国人は地域社会の構成員として納税義務等を果たしているにもかかわらず、選挙への参政権については日本国民と同等になっていないのが現状である」として地方選挙への参政権付与の早期実現を求めている。

陳情は昨年五月、福井、敦賀と並び小浜市議会に提出

に提出する方針だ。

民団によると、このような陳情は二十日現在、議会内決議も含めて全国二百四十二の自治体で採択されている。

定住外国人参政権  
実現要望案を決議

小浜市議会は最終日二十三日の本会議で、定住外国人の地方参政権の早期実現のほか、核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結めざして国に積極的な働きかけを要する議員提案の決議、戦後補償問題の抜本的対策を求める意見書を全会一致で可決。一九九五年度当初予算案も賛成多数で可決して閉会した。

95  
3/23  
福井

地方参政権  
採択急増

# 最高裁判断が追い風

## 神奈川県 最多63%

### 13東京も7区 大阪も過半数

定住外国人への地方参政権付与を求める地方議会決議に拍車を掛けたのが、二月末に最高裁が示した容認判断だった。神奈川県ではこの追い風を受けて県内市町村の隅々で「意見書」の採択が相次ぎ、全自治体の六三・六％に達した。これは四十七都道府県では最高。首都圏では東京で七区十三市、大阪でも四十五自治体の過半数が日本府当局に「意見書」を送った。

最高裁第三小法廷判決は二月二十八日、日本に永住する在日外国人については、地方選挙権を付与することを憲法上禁止してはいないとの判断を示した。このことが各地方議会に神奈川県だけをみても三月

地方参政権に関する意見書採択議会統計表

(1995. 4. 3. 現在 民団中央本部調査)

地方名	総自治体数			合計	採択自治体数			採択率 %		
	県	市	町 村		県	市	町 村			
東京都	1	23	0	24	7	13	7	29.17		
東京都	1	27	6	41	13	31	7	31.71		
東京都	1	19	17	38	1	14	9	31.61		
東京都	1	30	45	81	1	17	7	8.64		
東京都	1	7	37	65	1	1	1	1.54		
東京都	1	12	33	50	2	2	3	6.00		
東京都	1	19	43	87	1	4	4	4.30		
東京都	1	42	39	93	1	1	1	1.00		
東京都	1	11	27	71	1	1	1	1.40		
東京都	1	21	49	121	1	13	23	11.50		
東京都	1	17	36	75	1	3	8	11.33		
東京都	1	20	56	113	1	1	1	2.78		
東京都	1	10	59	72	1	1	1	2.35		
東京都	1	32	156	213	1	1	1	8.82		
東京都	1	8	34	68	1	1	1	1.47		
東京都	1	13	27	45	1	1	1	2.22		
東京都	1	13	30	60	1	5	6	10.00		
東京都	1	9	50	70	1	4	4	5.71		
東京都	1	10	52	91	1	1	2	1.10		
東京都	1	30	48	89	1	17	20	22.47		
東京都	1	14	55	70	3	3	3	12.86		
東京都	1	13	47	42	1	2	2	7.14		
東京都	1	8	22	36	2	2	2	5.56		
東京都	1	9	18	36	4	4	10	27.78		
東京都	1	33	10	45	20	3	23	51.11		
東京都	1	21	70	92	3	2	8	6.52		
東京都	1	11	32	45	1	3	6	17.78		
東京都	1	10	42	52	1	5	8	39.92		
東京都	1	7	36	51	1	1	2	3.92		
東京都	1	13	67	87	1	1	1	8.86		
東京都	1	10	56	79	5	2	7	5.00		
東京都	1	4	31	40	1	6	5	15.79		
東京都	1	8	41	60	1	5	3	15.67		
東京都	1	14	37	57	1	6	9	15.79		
東京都	1	23	66	98	20	2	56	57.14		
東京都	1	8	70	80	2	2	2	2.50		
東京都	1	7	37	50	1	3	1	2.00		
東京都	1	11	36	59	1	3	1	5.08		
東京都	1	9	28	45	1	2	2	2.22		
東京都	1	11	62	95	1	2	3	2.11		
東京都	1	14	73	97	1	2	3	3.07		
東京都	1	10	15	28	0	0	0	0.00		
東京都	1	5	38	44	0	0	0	0.00		
東京都	1	12	44	71	0	0	0	0.00		
東京都	1	9	25	54	0	0	0	0.00		
東京都	1	4	38	19	0	0	0	0.00		
合計	47	685	1,992	580	19	199	139	28	385	11.65

※ 都、道、府は県に、区は市に含まれます。西東京は23区以外の東京都。

た。トータルでは一県十四市九町を数え、全国最高の採択率となった。

日本の国政に直結している東京は、九四年末まで三区にとどまっていた「意見書」採択は、三月中には新たに四区が加わり、計七区議会となった。このほか、西東京でも、

継続審議だった地域が三月に入ると可決される例が目立ち、最終的に十三市を数えた。一方、在日同胞最大の集住地区であり、全国に影響の大きい大阪府内でも「意見書」採択は二十市、三町に達した。

このほかの地方議会でも目立った変化が起きた。三月十日の神戸市議会総務財政委員会でのこと。傍聴していた民団側は共産党議員が採決に加わらないと予想していた。ところが、同議員は「最高裁判決で(憲法上の)制約が取り除かれた」として採決を主張した。

東京都北区議会が三月十七日の本会議で採択した「意見書」にも最高裁判決の一節が引用されている。村山首相、野中自治相に送られた「意見書」は、区議会議長と合わせ四十三人の区議会議員全員の署名となった。民団東京本部では「都内では初めてではないか」とびびくりした表情で語ったものだ。

民団は八六年の第三十六回定期中央委員会で地方参政権運動を提唱。韓国政府としても民団の意向を受け、九一年問題」の要求項目に掲げてきた。しかし、結果は「覚書」の末尾に「なお、地方自治体選挙権については、大韓民国政府より要望が表明された」と記述されるにとどまった。

その後、九〇年代に入って大阪、福井での裁判闘争の結果、九三年六月、大阪地裁から「地方選挙権付与は立法政策上の問題」との判決を引き出した。一連の「意見書」採択の先駆けとなった大阪府岸和田市の「定住外国人の地方選挙への参政権」を求める決議が出たのは同年九月九日のことだった。

現在までの意見書採択は三百八十五地方議会となった。強い願い 届いた

民団中央本部の辛容祥団長「われわれの要求が特別なのではないことが認められてきた結果だと思ふ。運動を展開してわずかな時間で、在日同胞全体の要望がいかに強かったかが分かると思ふ。われわれはただ運動を加勢し、けん引してきただけ」

# 単一民族思想は過去の亡霊

## 原告立法待っただけ

「日本は単一民族だという考え方が、もう過去の亡霊だとはっきり言ってくれた判決です」。在日韓国人地方参政権訴訟の原告団長の出版業金正圭さん(左)は二十八日夕、大阪市北区の民団大阪本部で記者会見。最高裁判決の感想を興奮気味に語った。

(上面に本記)

### 外国人地方参政権訴訟



判決後の会見で「興奮勝訴したと考えている」と語る原告団長の金正圭さん(左)大阪市内の在日韓国民団大阪府地方本部

「訴えが全部退けられるんじゃないかと不安でした。とゆつくり話し出した後、一息置いて「在日の地方参政権問題は、後は国会での立法化を待っただけと初めて明確に判断してくれたんです。画期的な判決です。身ぶり手ぶりも加わり喜びを隠せない。「都合のいい解釈をすれば勝訴に値するでしょうね」とこっさり。

「阪神大震災で最も被害の大きかった神戸市長田区

定住外国人の地方選挙権に道を開いた二十八日の最高裁判決。この問題に詳しい識者三人に判決の評価を聞いた。

フィンランドから帰化した神奈川県湯河原町の町会議員松本元一(左)は「一つのステップとして大変うれしいニュース。フィンランドをほじめ、他の多くの国では税金を納めている在住外国人に対し、地方での

「参事が全部退けられるんじゃないかと不安でした。とゆつくり話し出した後、一息置いて「在日の地方参政権問題は、後は国会での立法化を待っただけと初めて明確に判断してくれたんです。画期的な判決です。身ぶり手ぶりも加わり喜びを隠せない。「都合のいい解釈をすれば勝訴に値するでしょうね」とこっさり。

### 首相も政策講じよ／国際的な広がりだ

被選挙権を含め国家全体にかかわることなので帰化すべきだと思つた。在日外国人問題に詳しい田中宏一橋大教授

を口にするなら、最高裁が示唆したような立法政策を講じるべきだ。今、地方の役人には外国人の存在が「見えていない」のが実情。を契機に、各地方自治体で

定住外国人の選挙権を認める立法化の動きが起きてくるはずで、画期的な判決だ。以前は外国人に政治的権利を一切与えなかった。しかし国政レベルは別として、実際には税金も払つているし、定住外国人の参政権を認めようという考えは国際的な広がりを見せており、今回の判断はこれらに配慮したとみられる。

には多くの同胞がおり、選挙権が認められる方向に進み出したことで、町づくりにもますます参加できる。判決は被災した同胞への救いになったと思います。金さんら原告は今後、議員立法を目指し、各政党に働き掛けるといふ。「同胞は勇気づけられました。これからも多くの日本人の協力も得て、運動を拡大していきたいんです」と結んだ。

判断もこの流れと同じとみられ、「許容」部分に「憲法上禁止されていない」とより直接的に踏み込んだ。福井地裁の訴訟は、その後、名古屋高裁金沢支部で控訴審を継続している。

審大阪地裁は「定住外国人の地方選挙権は憲法上、保障されていない」と請求を棄却し、金さんが公選法の規定に基づき上告した。

# 福井新聞

発行所  
福井新聞社  
福井市豊山1丁目1-140  
電話0776(23)5111  
電報(金沢)2-4338  
© 福井新聞社 1995

## 定住外国人

# 地方選挙権、憲法は許容

## 最高裁初判断 立法化へ道開く 上告棄却

「日本国内に定住する外国人に地方選挙で投票を認めない公選法などの規定は住民自治を定めた憲法に違反し無効」と、大阪市北区中崎、出版業金正圭さん(55)らが在日韓国人九人が、大阪府北区選挙管理委員会など同市内の四選管を相手に、選挙人名簿登録の却下決定処分取り消しを求めた訴訟の上告審判決が二十八日、最高裁第三小法廷であった。

(27面に関連記事)

可部恒雄裁判長は「地方選挙権を日本国民にだけ保障するのは憲法に違反しない」として、請求を退けた一審判決を支持、原告側の禁止されていない」と最高

めとする定住外国人の地方選挙権に道を開く司法判断として注目される。

## 福井地裁判決でも示唆

定住外国人の地方参政権をめぐるのは、丸岡町や福井市などに住む在日韓国人四人が福井地裁で国と四市町を相手として選挙人名簿未登録の違法確認と損害賠償を求めた訴訟があり、昨年十月五日の判決も今回とほぼ同様の理由で請求を退けた。

判決で可部裁判長は、憲法一五条が保障する選挙権は日本国籍を持つ「国民」に限られるとし、地方自治体の住民の地方選挙の選挙権を定めた憲法九三条につき

いても「地方自治体は日本の統治機構の不可欠な要素だから『住民』とは国民を意味する」と判断。「憲法は定住外国人の地方選挙権を保障しているとは言えない」とした。

しかし、可部裁判長は憲法が地方自治規定を置いた趣旨を「住民の日常生活に密接に関連する公共的事務は、その地方住民の意思に基づき地方自治体が処理する」という形態を憲法上保障しようとするものと指摘。外国人のうち、地方自治体と特に緊密な関係を持つ永住外国人については「その意思を公共的事務処理に反映させるため、法律で地方選挙の選挙権を付与するのは憲法上、禁止されていない」との判断を示した。

しかし、このような立法措置を講じないからといって、違憲の問題を生ずるものではないとした。  
金さんらは平成二年九月、大阪府選挙の選挙人名簿に登録がないのを不服として地元の四選管に異議を申し立てたが、却下されたため取り消しを求めて提訴。一

審判決を認める立法例が外国に

# 地方参政権で集団提訴

在日韓国・朝鮮人  
に立法措置求め

大阪府内に住む百十八人  
は日韓国・朝鮮人が七  
割を相手取り、地方選

95 3/8 朝日

挙での参政権を有すること  
などの確認と、一人当たり  
十万円の慰謝料を求める訴  
えを大阪地裁に起こした。  
訴訟では、定住外国人に地  
方参政権を保障するための  
立法措置をとらない国の姿  
勢が、法の下の平等や住民  
自治などを定めた憲法に違  
反していることの確認も求  
めている。

地方参政権をめぐるのは  
今年二月、最高裁が「憲法  
は国内永住者など自治体と  
密接な関係を持つ外国人  
に、法律で地方選挙の選挙  
権を与えることを禁じてい  
ない」とする判断を示して  
いる。今回の訴訟はこの最  
高裁判決を受けて、国が立  
法措置を怠っている「不作  
為の違法性」を問う初のケ  
ースで、司法判断が注目さ  
れる。

訴訟などによると、参政  
権について「幸福追求権を  
定めた憲法二三条を基礎に  
して、納税者の権利を具体  
的に表現するうえで不可欠  
の基本的人権」と指摘。地  
方参政権は住民自治を定め  
た憲法九二条などに照ら  
して、日本で長年生活し、  
納税義務も果たしている  
「住民」である定住外国人  
にも平等に保障されなけ  
ればならない、としてい  
る。

そのうえで、地方選挙へ  
の参加を「日本国民」に限  
定している地方自治法と公  
職選挙法の国籍条項は「違  
憲で無効」と主張。「国  
は、定住外国人の地方参政  
権を保障するための立法措  
置を怠らねばならない」と  
上の義務があるにもかかわらず、これを怠り、憲法や  
国際人権規約に違反してい  
る」としている。

原告団長で在日韓国人の  
会社員、洪仁成（ホン・イ  
ンソン）さん（四二）高槻市  
在住は「在日韓国・朝鮮  
人の参政権は、大きな意味  
で戦後補償問題のひとつで  
もある。日本の社会を構成  
する一員の定住外国人を、  
国籍の違いを理由に選挙か  
ら排除することが許される  
かどうか、日本の人びとに  
いま一度考えてほしい」と  
話している。

原告・弁護士は今後さら  
に原告を募り、追加提訴す  
ることになっている。

最高裁の判断を受けて  
政府と党の中でも法改正の  
動きが出てきた。  
しかし彼らは「選挙権」と「被選挙権」  
をわけようとしている。  
「選挙権はいいが、被選挙権は  
やれない」というのだ。  
「被選挙権」を認めれば公務員の  
国籍条項も壁も破れる。  
国家＝民族＝国民の彼らとして  
それは絶対に認められたい。  
しかし私達が要求しているのは  
明確に参政权だ。

95 3/9 朝日

永住外国人の参政権  
社党、法改正の方針  
自民は慎重論相次ぐ  
最高裁が定住外国人の地  
方選挙の選挙権を許容する  
判決を出したのを受け、自  
民、社会両党は八日、それ

それぞれプロジェクトチームな  
どの会合を開いた。自民党  
で慎重論が大勢を占めたの  
に対し、社会党は法改正を  
進めるため与党政治改革協  
議会の議題にするよう求め  
る方針を決めるなど、対照  
的な反応になった。

自民党がこの日開いた  
「永住外国人の地方参政権  
に関するプロジェクトチ  
ーム」（兼田要人座長）の初  
会合では「定住外国人とい  
う範囲が不明確だ」「海外  
にいる日本人の選挙権をど  
うするか」という問題が片付いて  
いない」といった声が相次  
いでいた。

一方、社会党は政治改革  
推進プロジェクト（山花貞  
夫妻員長）の会合で「立法  
化の機が熟した」との意見  
が大勢を占めた。今国会中  
の立法化をめざして選挙権  
付与の条件などを具体的に  
詰め、公職選挙法や地方自  
治法の改正案をまとめたい  
としては長期的な課題として  
議論することにした。

参政権と選挙権と被選挙権に  
わけるといふ新たな差別を許さず  
政府と党を退けし押し上げて  
いこう!!

注：選挙権



誇りと根性を  
忘れた日本人

敦賀市 松井 明  
(59歳・無職)

先月三十一日付の本欄  
で、敦賀市の樋口久さんの  
投稿を頼んだ。その通りで  
あると思う。近ごろの日本  
では、何かにつけて他国の  
言い分に迷わされ、頭を下  
げてばかりいるよつであ  
る。いい加減にしてもら  
いたい。

最も腹が立つのは、朝鮮  
民主主義人民共和国の原子  
力発電所を建設する費用を  
なせわが国が負担しなけれ  
ばならないのか、というこ  
とである。どう考えてみて  
も筋道が通らない。そんな  
金があるくらいならば、日  
本の原子力開発に力を注ぐ  
べきではないか。

それと同様に樋口さんの  
申されている定住外国人に  
地方参政権を付与すべきで  
はないとの意見は正しいと  
思う。日本国籍を持たない  
人々にわが国の参政権を与

えることは国法を破ること  
になるのである。もしそれ  
らの人々に参政権を与える  
ことを議会で可決したら  
ば、敦賀市という日本国家  
の中の一地方都市が自ら進  
んで国家の法を無視するこ  
とになるのである。

国際交流、国際化を推進  
することも大切だが、国際  
化ボケになってはいけな  
いと思う。国際化は何も国家  
の法を破ってまでやること  
はないのだ。

ある市会議員の方が「ま  
るでヤンチャ者の言う事  
だ」と言つて物議をかもし  
たが、私にはこの議員の言  
い分につなげるところが  
ある。

第二次大戦に敗れて以  
来、日本人としての誇り、  
日本民族の根性を忘れ果て  
てしまったのではないの  
か、と思つのは私だけだろ  
うか。在日外国人の方々に  
申し訳ないと思つが...

9頁に掲載している、3月15日の敦賀市議会宛の申入れ  
文中に引用している福井新聞1/24付こだま欄投書です。  
こんな、とんでもない論調を引き起こした敦賀市議会の  
責任は重い!

編集後記

No 19号を出してから約4カ月が経ってしまった。

この間、敦賀市議会問題、金沢高裁控訴審開始、最高裁判決そして  
それを受けての各議会での動きなど参政権をめぐる様々な動きがあつ  
た。約4カ月もニュースを出していないと整理するだけでも大変だ。

最高裁判決は裁判の今後の流れを大きく規定するだろう。それを打ち  
破り、完全勝利していくにはより多くの人々の関心と支援が必要だ。

とりわけ、政府与党が選挙権と被選挙権をわけて法改正を行なおうと  
している動きを阻止するためにも、全国レベル、国会レベルの闘いが必  
要になってきている。福井という片田舎の小さな市民グループにはいさ  
さか荷が大きいすぎる気もするが、4年前、ほとんどといていいほど関  
心も支援もない中で、しかもこの福井で、裁判に起ち上がった原告のこ  
とを考えるとそうもいってられない。小さな力を精一杯背伸びしながら、  
今後も頑張りたいと思う。全国の支援を切に願う!(T生)